

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン検討会 (第1回) 議事概要

1. 検討会の概要

日 時：平成26年2月20日(木) 15:00~17:00

場 所：中央合同庁舎第5号館5階 共用第7会議室

出席者：田中座長、片田委員、牛山委員、関谷委員、山崎委員、内閣官房、気象庁、
消防庁、農林水産省、国土交通省、内閣府防災(事務局)

2. 議事概要

事務局から「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(素案)」について説明し、出席者間で議論を行った。主な意見等は次のとおり。

- 市町村の担当者がより理解しやすいよう、避難勧告と避難指示の区別や水位観測所の受け持ち区間が長い場合の判断基準の設定方法、特別警報と避難勧告の関係性、自治体の立場に立った情報の流れ等について、より分かりやすく説明する必要があるのではないか。
- 特別警報が発表された場合、制度的には、市町村は住民に周知する必要がある。特別警報と避難勧告等との関係性を整理しておかないと、市町村や住民に混乱が生じるおそれがあるのではないか。
- 特別警報は県単位の広域を対象に発表されるため、市町村単位の判断基準としては難しい。特別警報が発表された場合に、市町村単位の判断基準としてどのような用いるか、考え方を整理しておく必要があるのではないか。
- 特別警報というものはそもそも何なのかということで現場は混乱している。特別警報は非常に激しい現象が発生していることを告げる情報で、そのときにどう行動するかは気象庁が行うことではない。市町村や住民がこの情報をどう受け止めるべきかについての情報開示をしていくことが必要ではないか。
- 特別警報を避難勧告等の判断基準と連動させるにはもう少し議論が必要ではないか。大雨特別警報の発表基準を超えると、それまで大雨警報のところは広域的に全て大雨特別警報になってしまうため、まだ市町村の判断基準になっていないところでも、避難勧告、避難指示の判断を迫られることになってしまう。
- 避難勧告等の発令は首長権限だからといって放っておくのは危険である。単に相談する仕組みだけではなく、現場の職員が的確な行動が取れるように、運用の中で対応すべき。河川管理者等によるホットライン等を通じた発令判断の支援、水害に対する判断基準における気象情報の活用、判断基準に該当しない大型台風等にも対応できる柔軟な対応等についても考えておく必要があるのではないか。

- ガイドライン素案で示されている判断基準設定の考え方は、想定しているストーリーや活用する防災気象情報をやや限定し過ぎているように感じる。例えば、小河川の洪水に対して避難勧告は出してはいけない、というふうに曲解されるおそれがあるのではないかと懸念している。ここに載っていない部分は避難の呼びかけとは一切関係ないと思わせないようにすべき。
- 市町村は、不明確な情報は発表すべきでないと思込んでいるが、避難勧告を出さない理由や、ためらっている理由、情報がないため判断しかねていることなどを発表することも重要ではないか。市町村が対応していることを発表しないと、住民に何もしていないと思われることになる。
- 判断基準については、市町村ごとに職員のレベルに違いがあるため、弾力的に運用できるようにすることが重要ではないか。また、単に市町村にガイドラインを渡すだけでなく、検討のための枠組みもセットで提供する必要があるのではないかと懸念している。
- 洪水の場合の水位を基準とした避難勧告と、土砂災害の場合の的中率が低い土砂災害警戒情報に基づいて全市的に発令する避難勧告とでは、意味合いが異なると考えられる。これを同じ段階で整理しようとしていることに留意する必要がある。
- 防災意識が高く、色々な取組を行っている市町村は良いが、今、何をすれば良いかわからない市町村が一步でも二歩でも歩けるようなガイドラインとすべき。国が発表する防災気象情報に基づき、市町村にどのような対応をとって欲しいか、情報と防災行動の対応をセットで示すことが重要ではないか。
- 市町村に、住民等から直接入ってくる情報を判断情報に使うこともあることをきちんと整理して示す必要があるのではないかと懸念している。
- 小河川のはん濫やゲリラ豪雨による浸水のような局所的な現象では、判断できる防災情報が少なく、市町村は悩んでいる。また、事前に相談しなさいと言っても、そもそも関係機関へ直接相談しづらいのではないかと懸念している。
- ガイドラインのページ数があまり厚くなることは好ましいことではない。技術指針的な部分とポリシーの部分とを区別して整理する方法も考えられる。
- 空振りをおそれないで避難勧告等を発令することは重要であるが、その一方で、全市一斉避難勧告は単なる呼びかけとなっているという問題がある。判断基準を緩くして早めに発令するだけでなく、災害ごとの判断基準のバランスを取ることも必要ではないかと懸念している。
- 市町村にヒアリングをするということだが、避難勧告等の発令に当たっては、職員がデータを積み重ねる部分とそれに基づいて首長が最後に判断する部分があるので、それらがしっかりつながっているか担当者の声を聞いておくべき。
- 防災に対する思想が変わったことをガイドラインに示すことが重要である。市町村が避難勧告等の判断基準を作成する際に、関係機関に相談することになるが、これを詰める作業が重要である。

以上